

## 社外取締役の独立性判断基準

当社は、独立社外取締役の独立性を担保し、もってコーポレートガバナンス体制を確立するため、社外取締役の独立性基準を下記のとおり定める。

当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が次の項目のいずれにも該当しないと確認される場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

### 1. 当社業務執行者

当社又は当社子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者

- 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、及び従業員等をいう。

### 2. 主要取引関係者

(1) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

- 「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の1%を超える額の支払いを当社グループに対し行った者をいう。

(2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者

- 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の1%を超える額の支払いを当社グループから受けた者をいう。なお、その者が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、その者の年間単体売上高を基準とする。

(3) 当社グループの借入先又はその業務執行者

### 3. 専門的サービス提供者

(1) 当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

(2) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

### 4. 議決権保有者

(1) 当社総議決権の1%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者

(2) 当社グループが総議決権の1%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者

## 5. 寄付又は助成を受けている者

当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

- 「多額の寄付又は助成」とは、年間1千万円以上の寄付又は助成をいう。

## 6. 過去該当者

- (1) 上記1に過去10年間に於いて該当していた者
- (2) 上記2、3ないし5に過去5年間に於いて該当していた者
- (3) 上記1に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
  - 「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部門責任者等の重要な業務を執行する従業員をいう。

以上